

職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2023年

11月号

健康保険組合等にご加入の事業所様は各健康保険組合にお問い合わせください

正しく使おう
健康保険

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅうの場合

下記の①、②の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付の対象となります。

①対象となる傷病であること

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。



②医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術について医師が同意していること

※初回申請時には、医師の同意書の添付が必要です。

⚠ 医療機関との併用での施術は認められません。

はり・きゅうの施術が健康保険の給付の対象となるのは、医師による適当な治療手段がない場合に限られるため、
並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた際は、健康保険の給付の対象となりません。

あん摩・マッサージの場合

下記の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付の対象となります。

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

筋痙攣・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、
症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限ります。



⚠ 疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の給付の対象となりません。

施術を受けるときの 3つのポイント

1 定期的に医師の同意が必要です！

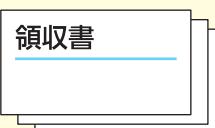
健康保険を使って継続して「はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術」を受けるには、**6ヶ月ごとに文書による医師の同意が必要**です。医師の同意のない施術は、健康保険の給付の対象なりません。

2 療養費支給申請書の内容を必ず確認したうえで、記入してください

「療養費支給申請書」は、被保険者が費用の一部を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるための書類です。記載された**傷病名・日数・金額などを必ず確認のうえ、ご記入ください。**

3 領収証は必ずもらいましょう

領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。



はり・きゅう師、あん摩・マッサージ師から提出された療養費支給申請書について、適正な支払いを行うため、施術を受けた加入者様に「協会けんぽ」より電話または文書により、施術年月日・施術内容などを照会させていただくことがあります。照会がありましたら、必ずご自身で回答書に記入いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 業務グループ TEL:076-431-6155

～お薬と賢く付き合う方法～ ポリファーマシーについて



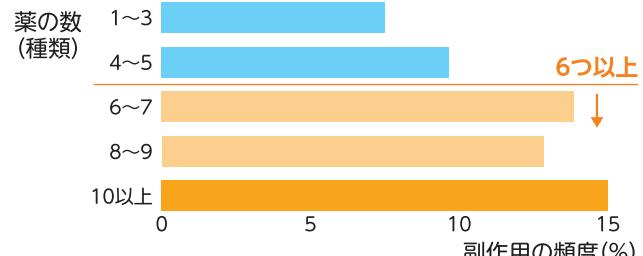
ポリファーマシーという言葉を耳にしたことはありますか？

ポリファーマシーは、「Poly (多くの)」 + 「Pharmacy (薬)」を意味しますが、単に服薬する薬剤数が多いということではなく、薬剤が多いことにより、薬物有害事象（副作用等の好ましくない症状）のリスク増加や、服薬過誤などの問題につながる状態のことです。

お薬の数が増えると副作用が起ころりやすくなる

副作用（ふらつき、転倒、物忘れ等）の発生頻度は、服用するお薬の数（種類）にほぼ比例して増え、高齢者では**6種類以上**になると、特に副作用が発生する頻度が高まるというデータもあります。

■ 薬の数と副作用の頻度との関係



Kojima T,Akishita M,et al.Geriatr Gerontol Int. 2012

薬の疑問は、かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう

● お薬手帳は一冊にまとめましょう

かかりつけ医やかかりつけ薬剤師を決めて、自分の病気と薬についてすべて把握してもらうようにしましょう。そして、複数のお薬手帳をお持ちの場合は、薬の重複を防ぐためにも一冊にまとめましょう。



● 自己判断で薬の使用をやめない

薬の種類が多いからといって、勝手に使用をやめることによるトラブルも多いので、自己判断で薬の使用をやめないようにしましょう。

処方された薬はきちんと使うことが大事です。



● 使っている薬は必ず伝えましょう

病気ごとに異なる医療機関にかかる場合、薬が重複したり増えすぎないよう、医師や薬剤師に使っている薬（市販薬も含め）をすべて正確に伝えましょう。



● 高齢家族の服薬に关心を持ちましょう

年齢とともに服用するお薬の種類は増えていく傾向にあります。ご家族が誤った服薬をしていないか、飲み残しがないか、定期的にかかりつけ医やかかりつけ薬剤師に確認してもらいましょう。



マイナ保険証の利用でより良い医療が受けられます

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくと、ご本人の同意のもと過去の通院歴や受診内容、処方されたお薬などの情報が医師・薬剤師に共有され、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には事前のお手続きが必要です。

くわしくは
こちら



●お問い合わせ先 企画総務グループ TEL:076-431-6156

全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama/>

メールマガジン会員募集しています

右の二次元コードから簡単に登録ページにアクセスできます！

※通信料はお客様のご負担となります。



〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階
TEL : 076-431-6155 (代表)

協会けんぽ 富山

検索

